

中部運輸局自動車交通部

平成30年11月21日 14時00分 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官
岡田、大石 TEL 052-952-8038
中部運輸局 福井運輸支局輸送・監査担当
畑、吉留、柴田 TEL 0776-34-1602

同時発表：福井県政記者クラブ

乗合バス事業者に対する車両使用停止処分及び文書警告

平成30年7月18日及び7月20日に福井運輸支局が大野旅客自動車有限会社の中野営業所を監査した結果、道路運送法に違反する事実が確認されたことから、事業用自動車使用停止処分及び文書による警告を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の住所、氏名又は名称並びに営業所名

事業者名：大野旅客自動車有限会社（代表取締役 長谷川 義二）
住 所：福井県大野市要町2-16
営 業 所：中野営業所（福井県大野市中野57字四反田11番2）

2. 行政処分等の内容

平成30年11月21日付け 30日車（30日×1両）
中部運輸局長名による車両使用停止処分及び文書警告

3. 監査実施の端緒

7月期乗合バス集中監査月間を端緒に監査を実施したものを。

4. 違反内容及び違反条項

- （1）乗合バス事業の運行管理者による点呼を一部実施していなかった。
（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項）
- （2）運行管理者の講習を受講させていなかった。
（道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項）
- （3）届出を行わず営業所を位置変更（設置）していた。
（道路運送法第15条第4項、道路運送法施行規則第15条の2第1項第2号）

(4) 乗務等の記録の記載事項が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項、旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

5. 行政処分等事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 3点

当該事業者の累積違反点数 3点

以上